

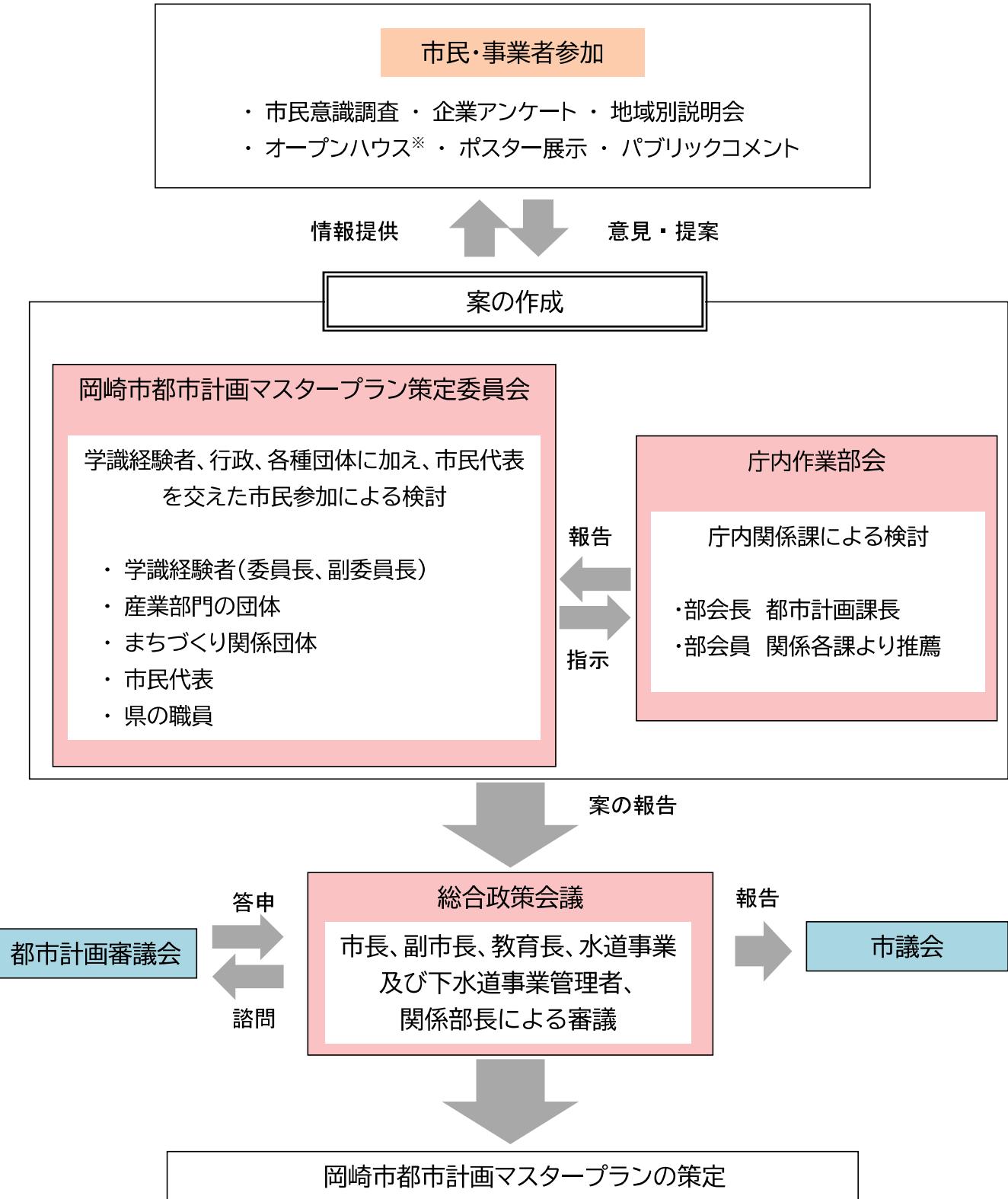
参考資料

- 1 策定体制
- 2 策定経緯
- 3 用語集
- 4 空から見た岡崎市

参考資料

1 策定体制

(1) 策定フロー



(2) 策定委員会名簿

役職	氏名	所属等	任期
学識 経験者	◎松本 幸正	名城大学教授	平成 31 年～ 令和 2 年度
	○宇野 勇治	愛知産業大学大学院教授	平成 31 年～ 令和 2 年度
	宮崎 幸恵	東海学園大学名誉教授	平成 31 年～ 令和 2 年度
	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校教授	平成 31 年～ 令和 2 年度
産業 部門の 団体	太田 敏子	岡崎商工会議所（女性部会長）	平成 31 年、令和元年度
	稻垣 栄子	//	令和 2 年度
	小久井 正秋	岡崎市農業委員会会長	平成 31 年、令和元年度
	羽根田 正志	//	令和元年～ 令和 2 年度
まち づくり 関係団体	天野 裕	特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた 事業企画マネージャー	平成 31 年～ 令和 2 年度
	齋藤 真澄	特定非営利活動法人 21世紀を創る会・みかわ専務理事	平成 31 年～ 令和 2 年度
	長谷川 伸介	株式会社まちづくり岡崎	平成 31 年～ 令和 2 年度
市民代表	片桐 政勝		平成 31 年～ 令和 2 年度
	石井 美紀 伊藤 佳子		平成 31 年、令和元年度 令和 2 年度
県の職員	片山 貴視 齊藤 保則	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課課長 //	平成 31 年、令和元年度 令和 2 年度
	大野 伸二 杉山 謙	愛知県西三河建設事務所 企画調整監 //	平成 31 年、令和元年度 令和 2 年度

◎委員長、○副委員長

2 策定経緯

(1) 検討経過

	市民・事業者参加	策定委員会	庁内作業部会	総合政策会議	都市計画審議会	市議会
平成31年・令和元年度	4月		第1回	第1回		
	5月					
	6月			第2回		
	7月	企業アンケート	第2回			
	8月					
	9月		第3回	第3回	全体構想審議	
	10月	住民説明会① (全体構想)				全体構想報告
	11月					
	12月		第4回	第4回	地域別構想審議	
	1月	住民説明会② (地域別構想)				
	2月					
	3月		第5回	第5回		
令和2年度	4月					
	5月					地域別構想計画指標報告
	6月					
	7月		第6回	第6回		素案報告
	8月	オープンハウス※ ポスター展示①				
	9月		第7回	第7回	原案審議	
	10月	ポスター展示②				原案報告
	11月	パブリックコメント				
	12月			第8回		
	1月		第8回			
	2月					案諮詢
	3月				案審議	策定報告

(2) 市民・事業者参加の経緯

事項	年月日	主たる内容
企業アンケート	令和元年 7, 8月	操業環境などのアンケート調査
住民説明会①	令和元年 10, 11月	全体構想（各8会場）
住民説明会②	令和2年 1, 2月	地域別構想（各8会場）
オープンハウス*	令和2年8月29, 30日	全体構想、地域別構想（図書館交流プラザ）
ポスター展示①	令和2年 8月31日 ～9月4日	全体構想、地域別構想（市役所）
ポスター展示②	令和2年 10月 6日 ～10月12日	全体構想、地域別構想（各 12 会場）
パブリックコメント	令和2年 11月 10日 ～12月 10日	原案

(3) 策定委員会の開催経緯

策定委員会	年月日	主たる内容
第1回	平成 31 年 4 月 23 日	都市計画マスターplan 2010 進捗状況の整理 「序章 策定にあたって」 企業アンケート 策定スケジュール
第2回	令和元年 7月 9日	「序章 策定にあたって」 「第1章 現況と課題」
第3回	令和元年 9月 18日	「第2章 全体構想」
第4回	令和元年 12月 23日	「第3章 地域別構想」
第5回	令和2年 3月 24日	「第4章 計画の実現に向けて」
第6回	令和2年 7月 9日	素案
第7回	令和2年 9月 23日	原案
第8回	令和3年 1月 5日	案

(4) 庁内作業部会の開催経緯

庁内作業部会	年月日	主たる内容
第1回	平成31年4月17日	都市計画マスターplan 2010 進捗状況の整理 「序章 策定にあたって」 企業アンケート 策定スケジュール
第2回	令和元年 6月19日	「序章 策定にあたって」 「第1章 現況と課題」
第3回	令和元年 9月10日	「第2章 全体構想」
第4回	令和元年 12月13日	「第3章 地域別構想」
第5回	令和2年 3月13日 (書面開催)	「第4章 計画の実現に向けて」
第6回	令和2年 7月 2日 (書面開催)	素案
第7回	令和2年 9月28日 (書面開催)	原案
第8回	令和2年 12月25日 (書面開催)	案

(5) 総合政策会議の開催経緯

年月日	主たる内容
令和元年 9月20日	全体構想審議
令和元年 12月26日	地域別構想審議
令和2年 9月14日	原案審議
令和3年 3月 4日	案審議

(6) 都市計画審議会

年月日	主たる内容
令和元年 10月16日	全体構想報告
令和2年 5月18日 (書面報告)	地域別構想、計画指標報告
令和2年 10月 5日	原案報告
令和3年 2月18日	案諮問

参考資料

(7) 市議会報告経緯

年月日	主たる内容
令和2年 7月 27 日	素案報告
令和2年 10月 20 日	原案報告
令和3年 3月 25 日	策定報告

3 用語集

あ行	イノベーション	技術革新。
インフラ		道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設。インフラストラクチャー「infra-structure」の略。
エネルギー・マネジメントシステム		複数の建物の空調熱源などのシステムをネットワークでつなぐことにより、地域（エリア）単位でエネルギーの管理や効率化を行うシステム。
エリアマネジメント		地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民や事業主、地権者などによる主体的な取組み。
オープンスペース		都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間の総称。
オープンハウス		説明パネルなどを用いて計画の内容について来場者へ説明し、意見交換を行う場。
か行	合併処理浄化槽	し尿（トイレからくる汚水）と生活雑排水（台所・風呂場・洗面所からくる汚水）をあわせて処理する浄化槽。
既存ストック		今まで整備してきた道路、公園などの都市基盤施設や建築物。
基盤施設		道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設（都市基盤）。
急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地法に基づく、崩壊する恐れのある急傾斜地（傾斜度 30 度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家などに危険が生じる恐れがあり、切土、立木竹の伐採、工作物の設置などの行為が制限される土地の区域。
居住環境		住生活を営むうえでの安全性、利便性、快適性などの総合的な状況。

緊急輸送道路	災害時に必要な救助、消防活動と緊急物資を運ぶために指定する道路。被災時には優先して復旧作業を行う。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力や居住環境の向上、防災・減災などの多様な効果を得ようとする考え方。
建築協定	住宅地としての環境保全などを目的として、土地所有者などが全員合意により締結する建築物の基準（敷地、用途、形態、設備など）に関する協定。公的主体（特定行政庁）がこれを認可することにより、その安定性・永続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度。
広域道路網	高速道路と一体となって広域交通を受け持つ、網のように通じている道路。一般国道及び主要な県道などが対象路線。
広域ネットワーク	都市の機能の連携・分担を支えるしくみ。人々の交流や物流を支える交通やインターネットなどの高度な情報通信のつながりにより、広域的な交流と連携、安全な都市づくりをめざす。
公開空地	敷地内の空地などで、歩行者などが日常的に自由に通行または利用できる空間。
高次都市機能	文化、教育、保健・医療・福祉、業務、商業、工業など、多様なサービスを提供する機能の中で、広域圏を対象としたより質の高い機能。
交通結節機能	交通機能が集中する箇所で、鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他の交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場などの機能。
高度地区	建築物の高さの最高限度または最低限度を定める都市計画。
高度利用	市街地において、建築物を高層化・共同化にすること。建物周囲の空地（くうち）の確保や土地利用の細分化の防止により、市街地環境の向上を図る。

公民連携まちづくり	地域社会の課題解決など共通の目的を実現するため、市民や事業者などと行政が信頼と理解の下、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場の違いを認めた上で尊重し合い、協力して行うまちづくり。
交流人口	その地域に観光、仕事、余暇などで訪れる人口。
混雑度	道路が交通を処理する能力と実際の交通量の比で、道路の混雑の程度のある区間について平均的に示す指標。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり。
さ行	
サイクルアンドライド	自転車から公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法。
砂防指定地	砂防法に基づき、土砂災害を未然に防ぐための砂防設備を工事したり、治水上砂防のために一定の行為を禁止または制限する必要のある土地で、国土交通大臣が指定する土地の区域。
産業観光	工業など産業の現場を観光資源として取扱う考え方。
シェアサイクルシステム	他の人と自転車をシェア（共有）し、好きなタイミング、好きな場所、好きな時間に利用するための仕組み。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備ならびに公共施設の整備を行う事業。

市街地整備	土地区画整理事業や市街地再開発事業などを活用して行う都市基盤の整備や街区の再編。
次世代産業	航空宇宙産業や健康長寿産業などの今後の発展が期待される分野の産業。
次世代モビリティ	技術革新による新しいモビリティ（移動手段）。自動走行、1～2人用超小型電気自動車、カーシェアリングなど。
自然的土地利用	田畠などの農林業的土地利用に、森林、原野、水面、河川などを加えた土地利用。
持続可能な開発目標	「Sustainable Development Goals (SDGs)」の日本語訳。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標。
持続可能な都市構造	将来にわたり、行政の財政状況が安定し、市民が住みやすい環境の整った都市のかたち。
市民協働	自発的かつ自立した市民あるいは市民団体と行政とが共通の目的を達成するために、適切な役割分担のもとで協力して働く関係。
浸水想定区域	水防法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する、河川の氾濫、雨水の排除ができないことによる出水、高潮による氾濫が起きた場合に浸水が想定される区域。
水源涵養機能	大雨が降った時の急激な増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする（水資源貯留）など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能。
スーパー・メガリージョン	リニア中央新幹線が開通し、首都圏と中部圏と関西圏の三大都市圏が一体化することによって形成される巨大経済圏。
スポンジ化	空き地・空き家などが時間的・空間的にランダムに発生する状況。

スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどから乗り降りできるように設置されるE.T.Cを搭載した車両に限定したインターチェンジ。	
スマートシティ	I.Tや環境技術などの先端技術を駆使して街全体のインフラサービスを効率的に管理・運営し、省資源化を徹底した環境配慮型都市。	
生活環境	住生活を営むうえでの安全性、利便性、快適性などの総合的な状況。	
生活機能	医療・福祉、子育て・商業などの生活する上で必要となる機能。	
生産緑地	市街化区域内にある一団の農地などで、 1 公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適している。 2 500 平方メートル以上の規模の区域である（本市は条例で 300 平方メートルに規模を引き下げている）。 3 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められる。 という 3 つの条件を備えた区域。	
ゾーン	土地利用の内容が同じものをまとまりとした区域。	
た行	多面的機能	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農林業の生産活動が行われることにより生ずる食料やその他の生産物の供給機能以外の多面にわたる機能。
地域コミュニティ	一定範囲の地域の広がりのなかの日常社会圏での住民のつながり。町内会やまちづくり委員会など。	
地域地区	都市計画法における土地利用の誘導、規制を定める制度。用途地域、高度地区など 25 種類ある。	

地籍調査	国土調査法に基づき、調査地域内の毎筆の土地についてその所有者、地番と地目並びに境界（筆界）などを調査し地積に関する測量を実施して、その結果を地図及び簿冊に作成する調査。
地区計画	都市計画法に基づく制限の一種。地区の現状及び将来動向を踏まえ、良好な環境の形成または保持のため合理的な土地利用を行うことを目的とした秩序ある開発及び建築を誘導するための詳細計画。
低未利用地	市街化区域内において、道路、鉄道、水面など公共空間以外の土地で、平面駐車場や建物跡地など土地利用がされていない土地。
特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。通称レッドゾーン。
特別用途地区	都市計画法に基づく、地域地区の一種。用途地域内の一一定の地区において、その特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護などを図るために建築規制の強化、緩和を行う地区。
都市機能	商業、工業、業務、交通、文化、教育、福祉など都市における社会的、経済的な仕組み。
都市基盤	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設（基盤施設）。
都市計画区域	都市計画や都市計画に関する法令の規制を受けるべき土地の範囲。都市計画法に基づき、自然的、社会的条件などを勘案して一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要のある区域で、県が指定するもの。
都市計画道路	都市計画において定められる道路で、都市施設の一種（自動車専用道路、幹線道路、区画道路、特殊道路の4種類）。
都市構造	都市を形成するうえで、骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成。

都市再生推進法人	都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定する団体。
都市施設	都市計画法第11条に基づく、道路、公園、下水道などのことで、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設で、都市としての根幹を形成するもの。
都市的利便性	日常的な買い物や通院、金融機関や行政サービスの利用など、都市機能までの移動距離が短く、これらの活動を身近なところで一度に済ませられる、都市の暮らしやすさ。
都市農業	市街地とその周辺の地域において行われる農業。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。通称イエローボーン。
都市利便増進協定	都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりのルールを地域住民が自主的に定めるための協定制度。
都心	都市における商業や業務、サービスなど都市機能の中核となる地域。
土地区画整理事業	土地区画整理事業法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、地権者から土地の提供(減歩)により行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。
土地利用	1 土地のさまざまな利用状況。 2 効率的な都市活動の増進、自然環境の保全、特色ある街並みの形成などを図ることを目的として、開発行為や建築物の立地に関するルールを定めるもの。
土地利用混在箇所	住宅地の中に工場が立地している、または工業地の中に住宅が立地している様な住宅、工業、商業などの土地利用が混在しているところ。

	土地利用フレーム	計画的にまちづくりを進めるために想定する将来の都市の土地利用の規模。
は行	パークアンドライド	都心ゾーンなどの道路混雑や駐車場不足に対処するため、郊外部などに駐車場を設置し、そこで自動車から公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法。
	バリアフリー	高齢者、障がい者などが円滑に移動できるように、段差などの障害（バリア）となるものを取り除き整備する考え方。具体的には、交通施設や公共の建築物、道路、個人の住宅などにおいて、高齢者や身体障がい者などの利用に配慮した設計・整備を行う。
	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一種。都市の風致（丘陵や樹林、水辺地などの良好な自然的環境）を維持するために設けられており、風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について、条例により必要な規制が課せられる地区。
	防災ネットワーク	災害時に、緊急車両や物資の輸送のために通行が可能な道路のネットワーク。
や行	優良建築物等整備事業	市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給などに資するため、土地の利用の共同化、高度化などに寄与する優良建築物などを整備する事業。
	優良農地	一団のまとまりのある農地や農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種。土地利用にあつた環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるよう、各地域にふさわしい建築物の用途、形態（建蔽率、容積率、高さ）などのルールを定めて、良好な都市環境をつくるもの（13種類の用途があり、大きくは住居系、商業系、工業系の3つに区分される）。

ら行	立地誘導促進施設協定	低未利用地などで地域の利便性を増進させる施設の整備を目的として、土地所有者などの合意のもと、地域コミュニティやまちづくり団体が交流広場やコミュニティ施設などを一体的に整備や管理をする協定。
	リデザイン	建物、道路、公園、景観などをその地域の自然・歴史・文化を生かすように行う再設計。
	リノベーション	建物の性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりする建物の改修工事など。
A B C	A I	人工知能「Artificial Intelligence」の略。
B C P		大規模自然災害などの緊急事態が発生した場合でも、企業が重要な業務を継続するための計画。事業継続計画「Business Continuity Plan」の略。
D X		進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものに変化させるという概念。「Digital Transformation」の略。
I o T		物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術。「Internet of Things」の略。
I T S		高速道路交通システムのことであり、人と道路と自動車の間で情報の受発信を行い、道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策など、様々な課題を解決するためのシステム。「Intelligent Transport Systems」の略。
M a S		バス、電車、タクシー、ライドシェア、シェアサイクルといったいろいろな種類の交通サービスをIT技術を活用して移動を1つのサービスとして統合する新しい考え方。「Mobility as a Service」の略。
Society5.0		サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

4 空から見た岡崎市

令和2年1月に撮影した岡崎市内各所の鳥瞰写真です。



写真1 平野部に広がる市街地



写真2 東岡崎駅周辺



写真3 岡崎駅南地区画整理事業区域周辺



写真4 岡崎東インターチェンジ周辺

岡崎市都市計画マスタープラン
令和3年
発行 岡崎市
お問合せ先 都市政策部都市計画課
住 所 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL 0564-23-6260
FAX 0564-23-6514
メール toshikei@city.okazaki.lg.jp